



第55回 東播支部定時総会（平成27年4月25日 西脇ロイヤルホテルにて）

支部長就任のご挨拶

兵庫県行政書士会東播支部

支部長 橋本一弘



大暑の候、皆様におかれましては益々ご健勝にて業務にお励みのこととお慶び申し上げます。また日頃から東播支部運営に際しましてご支援を賜り、誠にありがとうございます。

この度第55回東播支部定時総会におきまして、第23代支部長に選任されました。まだまだ未熟な若輩者ではございますが、東播支部の更なる発展に貢献できますよう、微力ながら取り組んでまいる所存でございます。

どんな業界でもそうですが、お互いの事務所が力強く発展し、繁栄していくためには、その事務所の属している業界全体が常に健全で、世間の人々から信頼されることが大事だと思います。そのためには、先ず自分の事務所を健全で信用されるものにしておくことは言うまでもありませんが、それと同時に他の事務所と競争しつつも、うまく協調して、業界全体の共通の信用を高めるということも配慮しないとイケないと思います。

さて、昨年は長年の悲願としておりました、行政不服申立て代理権の付与に係る改正行政書士法が成立し、12

月に施行されました。この法改正により、日本行政書士会連合会が実施する研修を終了した「特定行政書士」は、行政不服申立てに係る手続の代理を行えることとなりました。行政書士の活躍の場が紛争分野まで広がったことは、制度における大きな一歩だと思います。この研修は既に7月より始まっておりますので、今年中には多くの特定行政書士が誕生することになります。今後も私たち行政書士を取り巻く環境は激変するものと思われまます。私たち行政書士はチャンスをつかむために、今後起こる全ての出来事に対して、プラス思考で挑むことが必要でしょう。

支部長といいますが、なにも偉くはありません、単なる支部の世話役です。しかし誰かが担わないといけない役職でもあります。また支部の役員に選任された方々も、これも何かの縁、折角の機会ですので、積極的に職務を楽しんでいただけたらと思います。

東播支部の諸先輩方のご苦勞に感謝して、また今までの22人の先輩支部長に負けないように、しっかり取り組んでまいりたいと思います。私が担当させていただくこの二年間で、東播支部に「新しい種」を蒔くことができればと考えております。

最後になりましたが、本支部広報誌「ぎょうせいはりま」発行にあたり投稿を賜りました皆様をはじめ、ご協力いただきました方々に感謝申し上げますとともに、東播支部会員の皆様方の今後ますますのご活躍とご発展をご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

東播支部の皆様、支部運営が円滑かつ順調に遂行できますように、ご指導ご協力の程、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

行政書士は、まちの身近な相談相手

第55回 東播支部定時総会が開催されました

広報部 永崎久仁

平成27年4月25日(土) 午後2時30分より西脇ロイヤルホテルにおいて、兵庫県行政書士会東播支部第55回定時総会が開催されました。定刻に至り、村上周造総務理事の司会により総会次第に従い、橋本一弘副支部長による開会の言葉に続き、鈴木隆文支部長が挨拶を述べました。その後、勤続20年以上の永年勤続者に支部より表彰と記念品の贈呈が行われました。次に、来賓である衆議院議員藤井比早之氏、北播磨県民局副局長中山裕規氏、兵庫県行政書士会会長の村山豪彦氏よりご祝辞をいただきました。

議事に入る前に三村良三氏が議長に選出され、議長より東播支部会員総数89名、会場出席者33名、委任状出席者42名、計75名により定足数を満たし、本総会が有効に成立した旨の宣言がありました。

議案第1号・第2号

平成26年度事業報告及び会務報告の件、平成26年度決算報告並びに監査報告の件

議案第3号・第4号

平成27年度事業計画の件、平成27年度収支予算の件
上記各議案につき、執行部より説明がなされ質疑応答の後、満場異議なく承認可決されました。

議案第5号

平成27年度兵庫県行政書士会東播支部役員選任の件

議案第5号では鈴木支部長と各地区1名の選考委員会が作られ、まず新支部長に橋本一弘会員が選任され、その後、新支部長と選考委員により他の新たな支部役員も決定しました。

最後に平成26年度の新入会員3名から入会の挨拶があり、上井秀勝副支部長の閉会の言葉をもって総会は終了となりました。

総会後は出席会員で記念撮影を行ったあと、懇親会が開催されました。新入会員からベテランの会員まで和やかな雰囲気の中で情報交換が図られ、より一層支部の親睦が深まりました。



行政書士による無料相談所 加東市で開設

会員 村上周造

平成18年6月より始まった「行政書士による無料相談所」を、この度、初めて加東市(やしろショッピングパークBio2階 ぐらしの相談コーナー)において開設することになりました。この直近4年間、加西市において開設し定着化しつつあった相談所ですが、かねてより他市町での開設を検討していたところ、加東市から「ぐらしの相談コーナー」利用のご提案をいただき、本年度より同所にて開設する運びとなりました。

さて、相談所の昨年度1年間の相談件数は41件を数え、近年、その相談内容も複雑で多種多様化しつつあります。相談員を務めていると、行政書士としての専門知識や法律知識は勿論のこと、相談者の「悩みの種」をくみ取ることの必要性を感じる場合があります。最近では、インターネット上に情報が溢れ、様々な相談窓口も設けられるようになり、利用者にとって便利になった反面、多すぎる情報や

窓口で困惑されているケースが多々見受けられます。そういったなか、一番身近で一番暮らしに密着した法律の専門家である行政書士による相談所こそ、「悩みの種」を正確にくみ



取り、適切に解決へと導く役割を果せるように思えます。

冒頭のとおり、当支部の相談所も今年で開設から10年目です。継続してきたことで、漸く地域に根付き、信頼も得られ始めています。ただ、今後も頼れる相談所として維持していくためには、その役割を再度確認し、開設の方法や相談員の対応、周知活動など、改善を重ねていく時期にきているのかもしれませんが。

最後になりましたが、支部会員の皆様にも相談所の果たす役割にご理解をいただき、行政書士の知名度向上のため、「行政書士による無料相談所」の更なる普及にご協力くださいますようお願い申し上げます。

●開催場所

やしろショッピングパークBio2階 ぐらしの相談コーナー
(加東市社1126番地1)

●今年度の開催予定日時

毎月第2土曜日/各日とも午後1時30分から午後4時まで
8月8日(土)、9月12日(土)、10月10日(土)、11月14日(土)
12月12日(土)、1月9日(土)、2月13日(土)、3月12日(土)
※諸事情により開催日時が変更になる場合があります。

●お問い合わせ先

事務局/小野市片山町1332番地の1 橋本事務所内
兵庫県行政書士会東播支部
支部長 橋本一弘 TEL.0794-62-2377

民法改正について

1896年の現行民法制定以降、社会経済情勢は大きく変化し、対立する利害関係は複雑化してきました。そこで、契約当事者の利益調整をし、取引の安全を確保するため、債権関係規定を中心とする抜本的な改正が行われます。主要な改正点は以下のとおりです。

①債権の消滅時効の統一

現行規定では一般的な債権の消滅時効期間は「権利行使できるときから10年間」と定められていますが、一方で職業別に短期消滅時効という制度があります。しかし、弁護士報酬なら2年間、それ以外の士業報酬なら10年間と時効期間を異なっている規定することは時代にそぐわず不合理であるとの指摘もなされていました。

そこで、今回の改正では、職業別の短期消滅時効を廃止し、時効期間について(1)債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。(2)権利を行使できるときから10年間行使しないとき。とされ、従来の客観的起算点からの時効期間だけでなく、主観的起算点からの時効期間も設けられ、法を横断した時効規定の統一化が図られます。

また、生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効に関する規定も新設されます。

人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の主観的起算点からの消滅時効期間については「5年間」に延長されます。一方、債務不履行による場合も含む客観的起算点からの消滅時効期間については「20年間」に延長されます。

労働契約における安全配慮義務違反事案での債務不履行による損害賠償請求に影響があると考えられます。

この改正に伴い、商法522条が削除されます。

②法定利率の変動

法定金利は債務不履行や不法行為に基づく損害賠償の計算において適用されますが、近年の低金利時代の市場金利と乖離が著しく、債務者や賠償責任者に過大な負担を負わせることを踏まえ、一定期間ごとに見直される変動性へと移行することとなりました。

民法第404条で年5%とされている法定利率は、年3%に引き下げられ、3年ごとに市場金利を反映して見直され、1%未満の端数を切り捨てた整数を法定利率に加算し、または減算する制度に改められます。

また、後遺障害事故における逸失利益を算定する場合に用いられる中間利息控除に関する規定を新設し、中間利息の控除においても変動法定利息によるものとし、損害賠償請求権が生じた時点が法定利息

の基準時であるとししました。

この改正に伴い、商法514条が削除されます。

③個人保証の制限

保証は、債務者の信用を補完するものとして重要な役割を負うものです。一方、個人の保証人はリスクを十分把握せず安易に保証契約をしてしまい、後に多額の債務を背負い生活を破綻させてしまうことがあります。

このため重大な事態になりやすい事業性を有する債務のための保証についての個人保証、個人根保証、求償権保証について効力要件を定め、保証人となろうとするものは、保証契約締結の日前の1ヵ月以内に作成された公正証書で保証債務を履行する意思を表示することが必要とされる規定が新設されます。

ただ、主債務者の事業に実質的に関与しているものが行う個人保証については、その必要性から上記要件は適用除外とされています。

④定型約款

現在、ソフトウェアの購入や公共サービスを利用するときなど、企業が不特定多数の消費者と画一的な取引を行う際に約款を使った契約は一般社会に広く浸透しています。

しかし、民法上に定型約款に関する規定はありませんでした。

そこで、改正民法案では、定型取引を「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。」と定義して、定型約款を定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその者により準備された条項の総体をいうとししました。

その上で、定型約款を契約の内容とすることを合意した場合、あらかじめその内容を相手方に提示していたとしても、その条項が相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、定型取引の態様、実情、信義則に反して相手方を一方的に害するものについては合意がなかったものとみなす規定を設置しています。

これにより、従来、当事者の合理的意思解釈などを駆使して解決が図られてきましたが、それに加えて、法定された事由も踏まえつつ判断されることになるため、一般消費者の保護が、より一層図られることとなります。

今回の改正は冒頭にも述べたとおり民法制定以来の初めての大改正です。民法が国民生活の基本法であることをからその関連法規も多数に及ぶこととなるためスムーズな知識のアップデートが必要となるでしょう。

(参考：法務省ホームページ)

「マイナンバー制度の概要」～研修に参加して～

会員 永崎久仁

7月10日(金)午後6時よりアステアかさい集会所において、明石支部の西田一豊会員を講師にお招きし、「マイナンバー制度の概要」について支部研修会が開催されました。当日は明石支部、加古川支部、姫路支部の会員6名の参加もあり、質疑応答も活発に行われ盛会となりました。

マイナンバー制度は、住民票を有する全ての人に一人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の3分野に限って効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバー制度は会社等の企業だけではなく、補助者を雇用している行政書士事務所にも関係するものであり、正しい知識の習得が必要だと感じました。

マイナンバー制度により、行政書士業務を行ううえで添付書類の削減などの効果が期待できる反面、マイナンバーの厳重な管理が求められることとなります。現在は、税理士、社会保険労務士はマイナン

バー漏えい等の違反行為に対して、かなり厳しい罰則が適用されていますが、行政書士も同様の



セキュリティが求められるようになる可能性があります。今後の動向を注視していく必要があります。

平成30年1月からは「戸籍事務」「旅券事務」「預貯金口座への付番」「医療・介護・健康情報の管理・連携」「自動車検査登録事務」などにマイナンバーの利用範囲の拡大が検討されており、行政書士業務との関わりが本格的になるようですので、一層研鑽に励まなければと感じました。

研修会終了後は、屋上で納涼会が開催されました。夏至を過ぎましたが微かに夕日が残るなか、支部を越えて和やかな交流が図られました。

春の叙勲受章、おめでとうございます！ 西村勝彦会員・北野克明会員

平成27年4月29日付けをもちまして、春の叙勲が発令されることとなり、兵庫県行政書士会東播支部より西村勝彦会員・北野克明会員が受章されました。総務省の関係分野につき、地方自治、行政相談等において功績顕著な人物に対して叙勲が授与されることになったものです。

両会員は平成27年5月8日兵庫県公館での勲記勲章の伝達式の後、5月13日には皇居にも参内されたとのことです。

西村勝彦会員は旧滝野町と加東市において計28年間、代表監査委員を務められました。市町村の代表監査委員の業務は、通常の会計監査の知識はもちろん、行政監査の知識も必要となる難しい業務であり、ボランティアである監査委員に、年間20日間以上の時間を要したりすることもあったそうです。しかし、行政書士としてだけではなく、税理士としてもご活躍されていた西村会員はその業務に「やりがいを感じ、関心を持って臨んできた」とのことです。監査業務に携わる中で「官」のやり方に「民間」の視点を導入し、それまで曖昧であった監査基準を文章化し、基準を示す訓令を作成するなど尽力されてきました。これまで監査委員として受章された方は兵庫県で数名しかいないとのことで、西村会員は「監査



委員という仕事が認められたことが一番うれしい。受章は人生最高のご褒美です」と笑顔で語っておられました。

北野克明会員は旧黒田庄町で公平委員を23年間務められました。公平委員の業務は、不祥事等で処分を受けた職員が不服申立てをした際に、首長と職員双方の言い分を聞き裁決を下すというものです。長い間、行政書士・司法書士としてご活躍されていた北野会員ですが、公平な判断をするために月に何度も研修を重ねたり、県内の委員と交流し他市町の事例の理解を深めるなど、多いときは年間10日以上ボランティアで活動されたそうです。「困難を極めるような紛争は無く、叙勲を受けるのはおこがましい」とはにかんでおられました。公平委員として受章するケースはほとんどないようです。最後に「紛争など無い方がいい。しかし公平委員のような自治体の委員は重要な業務。これからは『官』の人ではなく、ボランティアで奉仕する『民間』の人たちを大切にしてほしい」とおっしゃっていました。



東播支部ではお二人に祝意を表し、祝い金・記念品を贈呈し、受章を心よりお祝いするとともに、西村会員・北野会員の今後ますますのご発展とご活躍を祈念いたします。

平成27年度 兵庫県行政書士会東播支部役員名簿

役職名	氏名	住所	TEL	FAX
支 部 長	橋本 かずひろ	小野市片山町1332番地の1	0794-62-2377	0794-62-2374
副 支 部 長	鈴木 隆文	西脇市郷瀬町634番地の9	0795-22-5060	0795-22-5441
副 支 部 長	上井 秀勝	加西市北条町古坂442番地の2	0790-42-8840	0790-42-8945
会 計 理 事	村上 周造	西脇市西脇869番地	0795-22-1665	0795-23-6216
総 務 理 事	渡邊 尚樹	多可郡多可町加美区鳥羽664番地7	0795-36-0517	0795-36-0519
理 事 (加 西)	小林 克行	加西市北条町北条422番地の3	0790-42-2518	0790-42-3217
理 事 (加 西)	吉田 稔	加西市北条町横尾469番地の1 ハイネス藤原3階	0790-42-1245	0790-42-4389
理 事 (加 西)	竹内 紀子	加西市大内町807番地	0790-44-2788	0790-44-2790
理 事 (小 野)	岩坪 節男	小野市育ヶ丘町1480番地の407	0794-63-2831	0794-63-2831
理 事 (小 野)	小林 勝則	小野市復井町1273番地1	0794-66-7501	0794-66-5131
理 事 (小 野)	村上 真理	小野市神明町183番地	0794-62-6190	0794-62-6190
理 事 (加 東)	永崎 久仁	加東市畑610番地174	0795-44-3008	0795-42-4758
理 事 (加 東)	仲田 友江	加東市下滝野1丁目31 パークビレッジ滝野C-101	0795-38-8353	0795-38-8353
理 事 (加 東)	植田 真由子	加東市社736番地2	0795-42-5107	0795-38-8449
理 事 (西 脇 多 可)	村上 紀文	西脇市黒田庄町福地110番地	0795-28-4724	0795-28-4748
理 事 (西 脇 多 可)	岸本 憲明	西脇市野村町1794番地の239	0795-23-2218	0795-22-2850
理 事 (西 脇 多 可)	徳平 尚幸	多可郡多可町中区曾我井35番地	0795-20-7089	0795-20-7090
理 事 (西 脇 多 可)	中尾 直浩	西脇市小坂町37番地の268	0795-38-7024	0795-38-7034
監 事	岩本 泉	加東市新定489番地4	0795-46-1315	0795-46-0909
監 事	立花 義房	加西市嶋29番地	0790-45-0276	0790-45-0742
本 会 理 事	鈴木 隆文	西脇市郷瀬町634番地の9	0795-22-5060	0795-22-5441
本会選挙管理委員	岸本 かずみ	小野市西本町574番地の50	080-1436-1573	0794-62-3305
本会綱紀委員	三村 良三	西脇市高田井町35番地の1	0795-23-4522	0795-23-1452

各 部 の 役 員

役職	名称	研 修 部	広 報 部	厚 生 部
担当副支部長		上 井 秀 勝	上 井 秀 勝	鈴 木 隆 文
部 長		村 上 周 造	永 崎 久 仁	渡 邊 尚 樹
ス タ ッ プ		小 林 克 行	岸 本 憲 明	村 上 紀 文
		小 林 勝 則	徳 平 尚 幸	吉 田 稔
		竹 内 紀 子	中 尾 直 浩	立 花 義 房
		植 田 真 由 子	村 上 真 理	岩 坪 節 男
			仲 田 友 江	岩 本 泉
		三 村 良 三 (HP)		

Ori Tahiti (タヒチアンダンス)

会員 村上 真理

「ねえ、タヒチアンダンスの無料体験があるから受けてみない？」

友達の何気ない一言が、私とタヒチアンダンスの出合いです。自慢ではありませんが、長年運動らしい運動をしていなかったこの私、どうせ続くわけがないと気楽に始めたのがよかったのか、先生や友達に支えられ、今では月に6回、音楽に合わせて踊っています。

ここで、南太平洋の楽園(タヒチ)の伝統舞踊であるタヒチアンダンスについて、ご説明を!

昔、始まりのポリネシア人は、大陸からカヌーで海を渡り、タヒチに住みつき、ここで人々の神への祈りや娯楽として、タヒチアンダンスが誕生します。その後、その子孫は、ハワイ等に移り住み、独自の文化へと成長してハワイアンフラ



になったそうです。

また、タヒチアンダンスには

オテア……一般的にイメージされる方が多い腰の振りが激しい踊り

アパリマ…歌(アパ)の内容を手(リマ)で表現するゆったりした踊り

などがあります。どの踊りも膝を曲げ中腰で、ステップを踏むため、インナーマッスルを多く使い、体幹が引き締まります。

2年間続けた結果、体重こそあまり変わりませんが、ウエストにくびれ(?)ができてきました。様々なステップに苦戦しつつも、基本は笑顔で楽しく踊ること! 皆さんも、音楽にあわせて気持ちよく汗をたっぷりかいてみませんか?

興味のある方は、小野市のアルゴで木曜にレッスンしているのでお立ち寄りください。

A haere tatou! (さあ、皆様と一緒に!)

支部からのお知らせ

無料相談所の相談員を募集しています

市民のための「身近な相談相手」として、東播支部では「行政書士による無料相談所」を開設しています。相談員は3名を一組とし、毎月第二土曜日に午後1時30分より4時まで担当します。この相談員のほとんどは支部役員が担当していますが、これからは東播支部会員の皆様からも広く募集させていただくことにいたしました。特に入会後の年数が少ない会員の方は、業務のスキルアップにつながる事があると思います。相談員としてご協力をお願いいただける会員の方は下記までご連絡ください。また、支部から直接お願いすることがあるかもしれませんがよろしく願いいたします。

橋本支部長宛 TEL.0794-62-2377 FAX.0794-62-2374 Mail:khashimt@gold.ocn.ne.jp

編集後記

広報部長をというお話をいただいて以来、眠れぬ日々が…というほどではありませんが、かなり大きなプレッシャーを感じています。広報



部一同力を合わせて、よりよい「ぎょうせいはりま」を発行していきたいと思っておりますので、あたたかく見守っていただけたらと思っています。

(広報部 永崎)

東播支部会員動向 (平成27年7月1日現在)

会員数/89名

西脇市/23名・小野市/18名・加西市/20名
加東市/21名・多可郡/7名

ぎょうせい はりま No.75

発行日/平成27年8月1日

発行人/橋本一弘

発行者/兵庫県行政書士会 東播支部

〒675-1335 小野市片山町1332番地の1 橋本一弘事務所内
TEL(0794)62-2377 FAX(0794)62-2374